明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（四三）　二

〔省　令〕

○登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**二四）　四

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**六二）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**二六）　五
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件（**厚生労働**二三二）　五
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（**同**二三三）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所の所在地の変更の件（**同**二三四）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件（**同**二三五）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件（**同**二三六）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件（**同**二三七）　五
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものを定める件の一部を改正する件（**農林水産**八六三）　六
○オーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**八六四）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八六五～八七四）　七
○共同溝を整備すべき道路を指定した件（**国土交通**六一二）　九
○日本航空学園双葉ヘリポートの施設変更許可申請があった件（**同**六一三）　九
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**一〇五）　九

〔国会事項〕

財務省　経済産業省　最高裁判所

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　九
〔褒　賞〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二
国家試験
平成二十二年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　二
公　聴　会
日本航空学園双葉ヘリポートの施設変更に関する公聴会（東京航空局）　二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法**（法律第四三号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第一七一八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第一八七四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法、関税法その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「北朝鮮特定貨物」、「船舶」、「船長等」及び「日本船舶」を定義した。（第二条関係）

3　検査

㈠　海上保安庁長官は、我が国の内水、領海又は公海にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、我が国の領海又は公海にある船舶については船長等の承諾を得て、貨物、書類その他の物件の検査等の措置をとらせることができることとした。（第三条第一項及び第二項関係）